

# 令和7年度集団指導 ～(介護予防)短期入所生活介護～

- ・これまでの運営指導による指摘・指導事項例
- ・令和6年度介護報酬改定事項

令和8年3月  
富山県厚生部高齢福祉課  
富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課



## ◎基準条例等について

- ▶ 居宅基準：「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」
- ▶ 予防基準：「指定介護サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」
- ▶ 解釈通知：「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」
- ▶ 基準告示：「指定居宅（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- ▶ 留意事項：「指定居宅（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- ▶ 県条例：「富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（令和7年3月26日富山県条例第11号）
- ▶ 県予防条例：「富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（令和7年3月26日富山県条例第12号）
- ▶ 注：富山市内の事業所については、富山市の条例が適用されますので、市条例をご確認ください。



# これまでの運営指導による指摘・指導事項例



# 1. 運営に関する事項



# 事例 1：勤務体制の確保

## 指摘事項

- ・ 事業所に置くべき従業員の職種ごとの勤務体制が勤務表に明記されていない。
- ・ 他の職種と兼務している従業員についてそれぞれの職種としての勤務時間が不明確である。

## ●ポイント

- ・ 勤務表について特に医師(嘱託医)の記載が漏れているので注意すること。
- ・ 従業員配置については兼務している職種と勤務表を分けて記載し、毎月常勤換算を満たしていることを確認すること。

## ●根拠法令

\* 第108条、第179条（予防条例第143条準用第121条の2、第158条）（居宅基準第140条準用第101条等）

- 1 指定短期入所者生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所者生活介護を提供できるよう、指定短期入所者生活介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

\* 解釈通知第3・八・3・(21)において準用する第3・六・3・(5)

- ① 指定短期入所生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

# 事例 2 : 重要事項説明書①

## 指摘事項

- ・ 苦情処理の体制及び手順が記載されていない。
- ・ 第三者評価の実施状況が記載されていない。
- ・ 加算の算定要件、単位数等に誤記が見受けられた。

### ●ポイント

- ・ 苦情処理の体制について「相談窓口、**苦情処理の体制及び手順等**当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について」文書に記載すること。
- ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)を記載すること。**実施していなければ「実施無し」と記載。**

### ●根拠法令

\* 居宅基準第125条

- 1 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、第137条に規定する運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。



# 事例 2 : 重要事項説明書②

## ●根拠法令

\* 解釈通知第 3・八・3・(1)

内容及び手続の説明及び同意

指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定短期入所生活介護事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、（略）。

\* 第38条（予防条例第143条準用第55条の8）（居宅基準第140条準用第36条等）

1 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

\* 解釈通知 第 3・八・3・(21)において準用する第 3・一・3・(28)

① 居宅基準第36条第1項にいう「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、**苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし**、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示すること等である。



# 事例 3 : 運営規程①

## 指摘事項

- ・ 従業者の配置状況について、貴施設の職員配置の実態と整合性が取れていない。
- ・ 運営規程と重要事項説明書との整合性がとれていない。  
(従業者の職種、員数、費用の金額等)
- ・ 食費・居住費・その他費用の金額の明記がない。

## ●ポイント

- ・ 従業者の配置状況について、古いままとなっており、最新の配置状況の実態と合っていない場合が多い。  
※ 従業者の員数は日々変化するため、基準上置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することもできる。
- ・ 重要事項説明書や料金表に記載のある食費・居住費・その他費用の金額を運営規程にも明記すること 

# 事例 3：運営規程②

## ●根拠法令

\* 居宅基準第137条及び第140条の11

1 指定短期入所生活介護事業所は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない

(1)事業の目的及び運営の方針

(2)従業者の職種、員数及び職務の内容

(3)利用定員（ユニット型事業所は、ユニットの数、及びユニットごと利用定員）

(4)指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(5)通常の送迎実施地域

(6)サービス利用にあたっての留意事項

(7)緊急時等における対応方法

(8)非常災害対策

(9)虐待の防止のための措置に関する事項(令和6年3月31日まで努力義務)

(9)その他運営に関する重要事項

\* 解釈通知 第3の一の3の(19)

① 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、居宅基準第5条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。

④ 「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定短期入所生活介護に係る利用料（1割負担、2割負担又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない指定訪問介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、居宅基準第127条第3項により徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること。



# 事例 4 : 研修会・委員会の開催について

## 指摘事項

基準省令に定められている研修及び委員会について定期的に行われていない。

### ●ポイント

	委員会	研修会	訓練	指針等
身体的拘束	3月に1回	年2回		指針の整備
業務継続計画		年1回	年1回	BCP(災害・感染症)の策定
非常災害対策			計画に定められた回数以上	非常災害に関する具体的な計画の策定
感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置	おおむね6月に1回	年1回	年1回	指針の整備
虐待防止	定期的な開催	年1回		指針の整備



## II.加算に関する事項



# 事例 1 : サービス提供体制強化加算

## 指摘事項

指定短期入所生活介護の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合又は、指定短期入所生活介護の介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の割合について確認できる書類がない。

## ●ポイント

職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。

⇒毎年度3月中に次年度に加算を取るための要件を満たしていることを確認するために、**平均値を算出した管理簿を作成**しておくこと。

## ●根拠法令等

\*留意事項第2・2・(28)

①職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。(略)

②(略)

③勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。

<参考>21.3.23介護保険最新情報vol.69平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)

本体施設と併設のショートステイを兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイに割り振った上で、本体施設とショートステイそれぞれについて割合を算出し、加算の算定の可否を判断することが望ましい。ただし、大多数の職員が特養と併設ショートステイを均等に兼務しているような場合は、本体施設とショートステイで一体的に算出した職員の割合を、本体施設とショートステイの両方について用いても差し支えない。

また、実態として本体施設のみに勤務している職員を本体施設のみでカウントすることは差し支えないが、実態として本体施設とショートステイを兼務している職員を本体施設かショートステイいずれか一方のみにおいてカウントするなど、勤務実態と乖離した処理を行うことは認められない。

# 令和 6 年度介護報酬改定事項



# 改正事項 1：身体拘束廃止未実施減算

**概要** 身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。  
また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。

## ●根拠法令等

- ・ 居宅基準第128条第6項
  - 6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
    - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
    - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
    - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- ・ 解釈通知第3・八・4・(4)
  - ⑥ 介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定短期入所生活介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定短期入所生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である

## 改正事項 2：高齢者虐待防止措置未実施減算

### 概要

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

#### ●根拠法令等

- ・留意事項第 2・2・(7)抜粋

高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。

## 改正事項 3：業務継続計画未策定減算

### 概要

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。

指定短期入所生活介護事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

#### ●根拠法令等

- ・留意事項第 2・2・(8)抜粋

規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。

# 改正事項 4：長期利用(連続60日)の適正化

## 概要

短期入所生活介護における長期利用は施設と同様の利用形態となっていることから、居宅に戻ることなく自費利用を挟み同一事業所を連続60日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続60日を超えた日から短期入所生活介護費を介護福祉施設サービス費と、ユニット型短期入所生活介護費をユニット型介護福祉施設サービス費と同単位数とする。

## ●改正後の単位

<改定後>

(要介護3の場合)	単独型	併設型	単独型ユニット型	併設型ユニット型
基本報酬	787単位	745単位	891単位	847単位
長期利用者減算適用後 (31日~60日)	757単位	715単位	861単位	817単位
長期利用の適正化 (61日以降) <b>(新設)</b>	732単位	715単位	815単位	815単位
(参考) 介護老人福祉施設	732単位		815単位	



※ 短期入所生活介護の長期利用について、介護福祉施設サービス費の単位数と同単位数とする。  
(併設型は、すでに長期利用者に対する減算によって介護福祉施設サービス費以下の単位数となっていることから、さらなる単位数の減は行わない。)

# 事例 1：生産性向上推進体制加算①

## 指摘事項

- ・加算の算定の届出の際は、委員会において必要な検討を行ったことが分かる書類（議事録等記録など）を提出すること。

### ●ポイント

- ・「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」（令和6年3月15日老高発0315第4号）を参考にすること。

### ●根拠法令

- ・施設基準37の3
  - 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - （1） 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
    - （一） 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保
    - （二） 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
    - （三） 介護機器の定期的な点検
    - （四） 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修
  - （2） 介護機器を活用していること。
  - （3） 事業年度ごとに（2）及びイ（1）の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。



# 事例 1：生産性向上推進体制加算②

## ●根拠通知

- 「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」抜粋
- 5 委員会では、次の（１）から（４）までの事項について必要な検討を行い、また、委員会は3月に1回以上開催し、当該事項の実施状況を確認し、ケアを行う職員等の意見を尊重しつつ、必要に応じて利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組の改善を図ること。
  - (1) 「利用者の安全及びケアの質の確保」について
    - ① 見守り機器等から得られる離床の状況、睡眠状態やバイタルサイン等の情報を基に、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種が連携して、見守り機器等の導入後の利用者等の状態が維持されているか確認すること。
    - ② 利用者の状態の変化等を踏まえた介護機器の活用方法の変更の必要性の有無等を確認し、必要な対応を検討すること。
    - ③ 見守り機器を活用する場合、安全面から特に留意すべき利用者については、定時巡回の実施についても検討すること。
    - ④ 介護機器の使用に起因する施設内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例（介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうな事例をいう。）（以下「ヒヤリ・ハット事例等」という。）の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。
  - (2) 「職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」について
    - 実際に勤務する職員に対して、アンケート調査やヒアリング等を行い、介護機器等の導入後における次の①から③までの内容をデータ等で確認し、適切な人員配置や処遇の改善の検討等が行われていること。
      - ① ストレスや体調不安等、職員の心身の負担の増加の有無
      - ② 職員の負担が過度に増えている時間帯の有無
      - ③ 休憩時間及び時間外勤務等の状況
  - (3) 「介護機器の定期的な点検」について
    - 次の①及び②の事項を行うこと。
      - ① 日々の業務の中で、あらかじめ時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認するなどの不具合のチェックを行う仕組みを設けること。
      - ② 使用する介護機器の開発メーカー等と連携し、定期的に点検を行うこと。
  - (4) 職員に対する研修について
    - 介護機器の使用法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。
    - また、加算（１）を算定するに当たっては、上記に加え、職員間の適切な役割分担による業務の効率化等を図るために必要な職員研修等を定期的実施すること。



# ※ 受講確認の入力をお願いします ※

回答期限：令和8年6月30日（火）

富山県所管・富山市所管で入力フォームが異なります

## 富山県所管の事業所

- ▶ 受講した**事業所名**と**所在市町村**を入力してご回答ください。
- ▶ 複数の事業所から代表の方が受講した場合も、以下に全ての事業所についてそれぞれご入力ください。

回答▶

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=XBMEBhq4>

## 富山市所管の事業所

- ▶ 法人単位ではなく、**事業所ごと**の回答をお願いします。

回答▶

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/1mv9pUQo>